

小山町水防計画書

令和3年3月

目 次

第1章 総 則.....	- 1 -
第1節 目的	
第2節 用語の定義	
第3節 水防の責任等	
第4節 安全配慮	
第2章 水防組織.....	- 4 -
第1節 水防組織	
第2節 水防事務分掌	
第3節 大規模氾濫減災協議会	
第3章 避 難.....	- 6 -
第1節 避難の指示	
第2節 避難のための立退き計画	
第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置.....	- 6 -
第1節 決壊等（被害情報）の通報(第25条)	
第2節 決壊後の処置	
第5章 重要水防箇所.....	- 7 -
第1節 重要水防箇所	
第2節 土石流危険溪流	
第6章 資器材及び設備の整備運用並びに輸送.....	- 8 -
第1節 資器材及び設備の整備	
第2節 輸送の確保	
第7章 通信連絡.....	- 8 -
第1節 水防通信連絡系統	
第2節 災害時優先電話について	
第8章 気象庁が行う予報及び警報とその措置.....	- 10 -
第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報	
第9章 水位周知河川における水位到達情報等.....	- 13 -
第1節 水位周知河川における水位到達情報等の受理伝達・周知	
第2節 広報活動	
第10章 水防活動.....	- 16 -
第1節 配備体制	
第2節 雨量の監視と通報	
第3節 水位の監視及び警戒とその措置	
第4節 水防作業	
第5節 緊急通行	

第6節	水防信号及び水防標識	
第7節	水防配備の解除	
第11章	協力応援.....	- 25 -
第1節	河川管理者の協力	
第2節	ホットライン体制	
第3節	水防管理団体相互の協力及び応援	
第4節	自衛隊の派遣要請	
第5節	警察官の出動要請	
第6節	協定に基づく応急対策業務に関する要請	
第12章	水防てん末報告.....	- 28 -
第13章	水防計画及び水防訓練.....	- 29 -
第1節	水防計画	
第2節	水防訓練	
第14章	浸水想定雨域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための処置 ...	- 30 -
第1節	浸水想定区域の指定状況	
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための処置	
第3節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	
第4節	洪水ハザードマップ等	
第15章	その他.....	- 31 -
第1節	費用負担及び公用負担	
第2節	公務災害補償	
第3節	小山町水防協議会	
第4節	災害用伝言ダイヤル「171」等	
【別紙・別表・資料】		
別紙第1	水防活動実施報告書（様式）	- 34 -
別紙第2	水防管理団体水防活動実施報告書（様式）	- 35 -
別紙第3	国土交通省の災害対策車両等の派遣要請（様式）	- 36 -
別紙第4	水防管理団体水防活動実施報告書（様式）【公開用】	- 37 -
別紙第5	水防協議設置会条例.....	- 38 -
別表第1	土石流危険溪流一覧表	- 39 -
別表第2	資器材一覧表	- 41 -
別表第3	無線・広報設備のある公用車一覧表	- 43 -
別表第4	分団の水防受け持ち区域	- 44 -
別表第5	防災機関の電話番号一覧表	- 45 -
別表第6	小山町建設業協会登録会員名簿.....	- 46 -
資料1	災害用伝言ダイヤル「171」等	- 47-
資料2	静岡県土木総合防災システム（S I P O S 【サイポス】）	- 48 -

第1章 総則

第1節 目的

この水防計画書は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、静岡県知事（以下「知事」という。）より指定された指定水防管理団体たる小山町（以下「町」という。）が法33条の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、小山町の地域にかかる河川の洪水等による水災を警戒又は防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画書における用語の定義は次のとおりである。

1 小山町水防本部

水防事務を統括するため設置するもので、水防に関係の深い部、課で編成し、事務局を危機管理局に置くものをいう。

2 水防管理団体（法第2条）

水防の責任を有する小山町をいう。

3 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体である小山町をいう。

4 水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体の長である小山町長をいう。

5 消防機関の長（法第2条第5項）

御殿場市・小山町広域行政組合消防本部の消防長をいう。

6 水防警報（法第2条第7項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が定めた河川について国土交通大臣又は知事が洪水によって災害が起こる恐れがあると認められた時、水防を行なう必要がある旨を警告して行なう発表をいう。

7 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

8 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川等において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報のことをいう。

9 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防

体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれのある場合において、量水標等の示す水位が水防段待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

10 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

11 避難判断水位

町長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

12 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

13 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

14 洪水浸水想定区域（法第14条）

水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣または都道府県知事が指定した区域をいう。

15 小山町災害対策本部（災害対策基本法第23条）

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合で町長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

第3節 水防の責任等

1 水防管理団体の責任（法第3条）

町は、各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第5条）
- (3) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (4) 水防倉庫、資機材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立（法第27条）

- (6) 平常時における河川、遊水池の巡視（法第9条）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - 洪水予報等の伝達方法や災害時要援護者を含めた避難警戒体制を地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない施設管理者等への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）
- (10) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (11) 消防事務との調整（法第50条）
- (12) 水防時における適正な水防活動の実施
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
 - イ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）
 - ウ 通信網の点検
 - エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測の的確な実施
 - カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - キ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25、26条）
 - ク 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第28条及び法第28条第3項）
 - ケ 住民への水防活動従事の指示（法第24条）
 - コ 警察官の出動要請（法第22条）
 - サ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
 - シ 自衛隊の派遣要請（知事を経由する。自衛隊法第83条）
 - ス 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
 - セ 水防解除の指示
 - ソ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記以外に義務として次の事項を行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備（法第5条）
- (2) 水防計画の樹立（法第33条第1項）
 - 都道府県の水防計画に応じた町の水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (3) 水防計画の知事への届け出（法第33条第3項）
 - 水防計画を定め、又は変更したときは、都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 水防計画を定め、又は変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第33条第3項）
- (5) 水防団員数の確保（法第35条）

(6) 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第32条の2）

(7) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第34条）

2 河川管理者の責任（法第15条の12）

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言しなければならない。

3 一般住民の義務

(1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければいけない。（法第24条）

(2) 水防通信への協力（法第27条）

第4節 安全配慮

水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

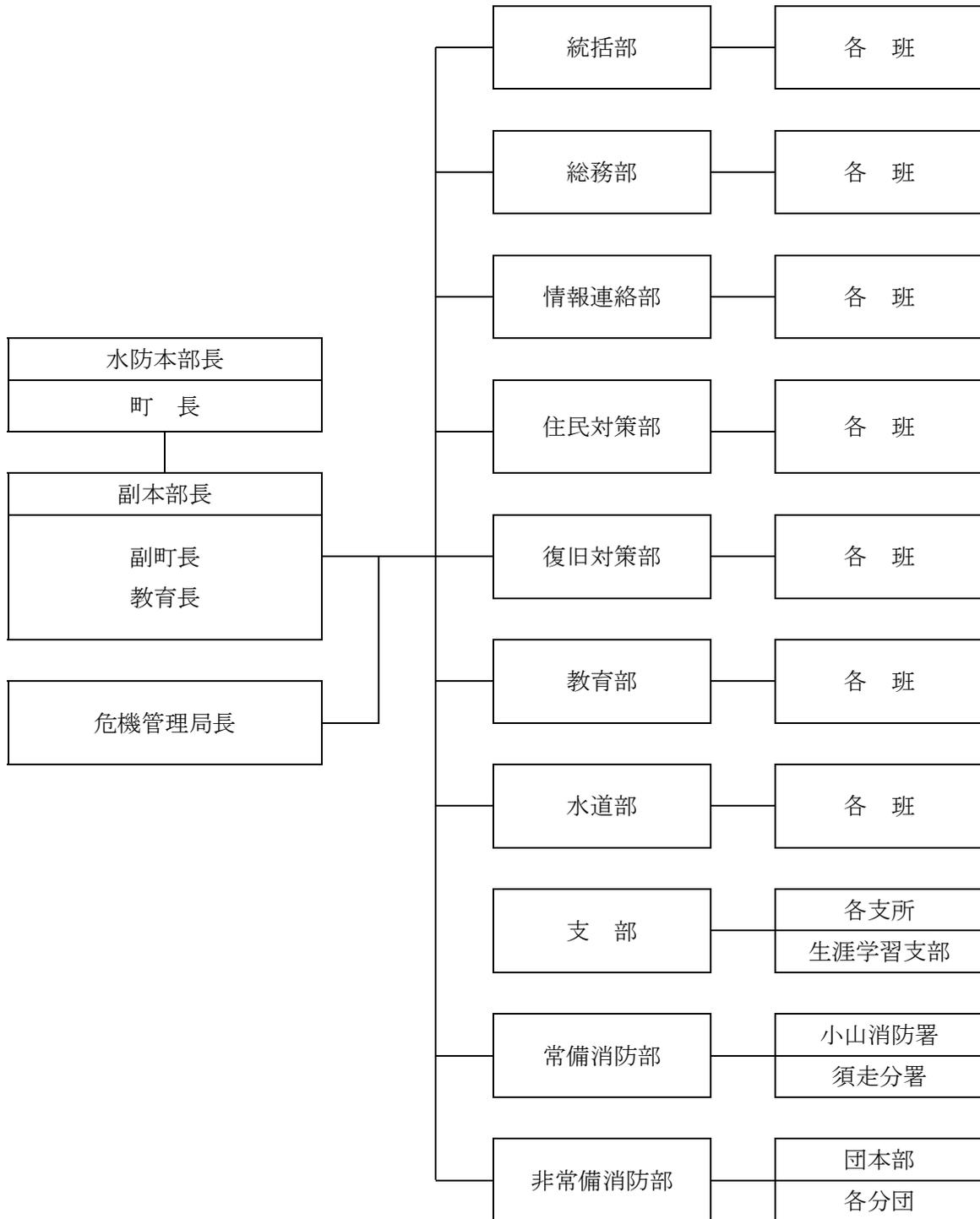
第2章 水防組織

第1節 水防組織

水防に関係ある気象の警報、注意報等の発表により、洪水等の恐れがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。

ただし、小山町災害対策本部が開設されたときは、その組織に統合されるものとする。

図 1 水防組織



第2節 水防事務分掌

水防事務は、小山町災害対策本部事務分掌に準ずる。

第3節 大規模氾濫減災協議会

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協議し、共有するものとする。

東部地域大規模氾濫減災協議会一覧（平成30年5月設立）

協議会名	関係市町
東部地域大規模氾濫減災協議会 （静岡県沼津土木事務所・沼津河川 国道事務所）	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆 の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町

第3章 避難

第1節 避難の指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速かつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立ち退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を所管する警察署長へ報告するとともに、水防区長（沼津土木事務所長）を経由して水防本部長へその旨を報告しなければならない。

第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を所轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立ち退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。

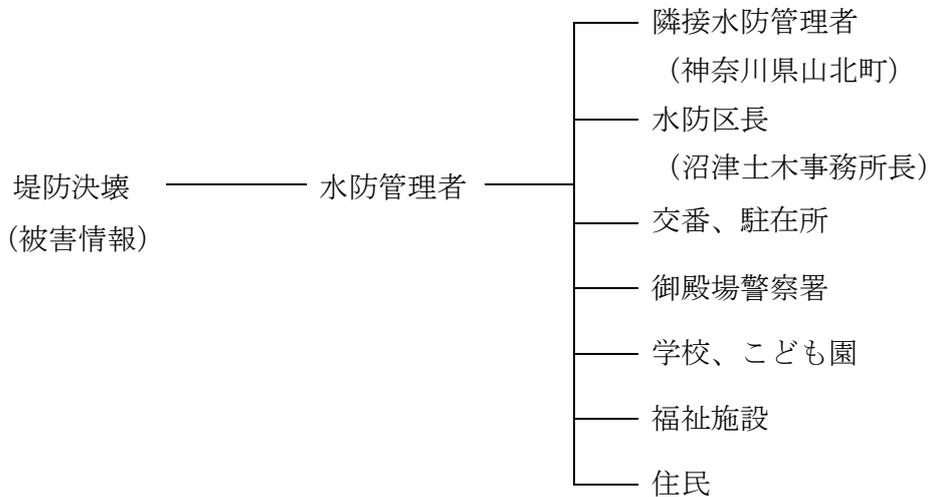
第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊等（被害情報）の通報（第25条）

- 1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者又は消防機関の長は、すみやかに住民、水防区長（沼津土木事務所長）、御殿場警察署、交番、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、住民への通報に際しては町の同報無線、広報車、登録制メール、ホームページ等及び報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

図 2 通報連絡系統図



第2節 決壊後の処置

決壊箇所については、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

町内には、過去の災害の発生の状況から水防上警戒又は防御に重要性を有する下表に示す箇所が重要水防箇所である。

水防管理者は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

(下表)

No.	地名 (場所)	予想被害等	河川名	備考
1	藤曲及び落合地先	護岸の崩壊	須川・野沢川	昭和47年集中豪雨
2	藤曲地先	〃	須川	昭和54年台風20号
3	新柴字横山腰巻地先 新柴字向井平地先	〃 〃	鮎沢川 〃	昭和57年台風10号
4	藤曲及び落合地先	〃	須川・野沢川	昭和47年集中豪雨
5	生土字地藏本地先	〃	鮎沢川	平成19年台風19号
6	湯船・柳島・落合・ 藤曲・音湊地先	〃 橋梁の崩壊	須川・野沢川 馬伏川	平成22年台風9号
7	生土及び足柄地先	護岸の崩壊	鮎沢川	令和元年台風19号

第2節 土石流危険溪流

土石流危険溪流は、別表第1のとおりである。

第6章 資器材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 資器材及び設備の整備

- 1 防災（水防）倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている資機材の整備状況は、別表第2のとおりである。
- 2 水防管理者は、資機材等の数量を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充するものとする。
- 3 県においては、緊急事態に対処できるよう各水防区に水防倉庫を設置し、水防用資器材を整備する。この備蓄資器材については、水防管理団体が自らの備蓄資器材を使用し、さらに緊急調達してもなお不足した場合で、水防管理者の要請に基づき水防区長がこれを認めたときは、支給することができる。

第2節 輸送の確保

- 1 非常時の際、資機材、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路を定めておくものとする。
- 2 輸送車の配置状況は、下記のとおりである。

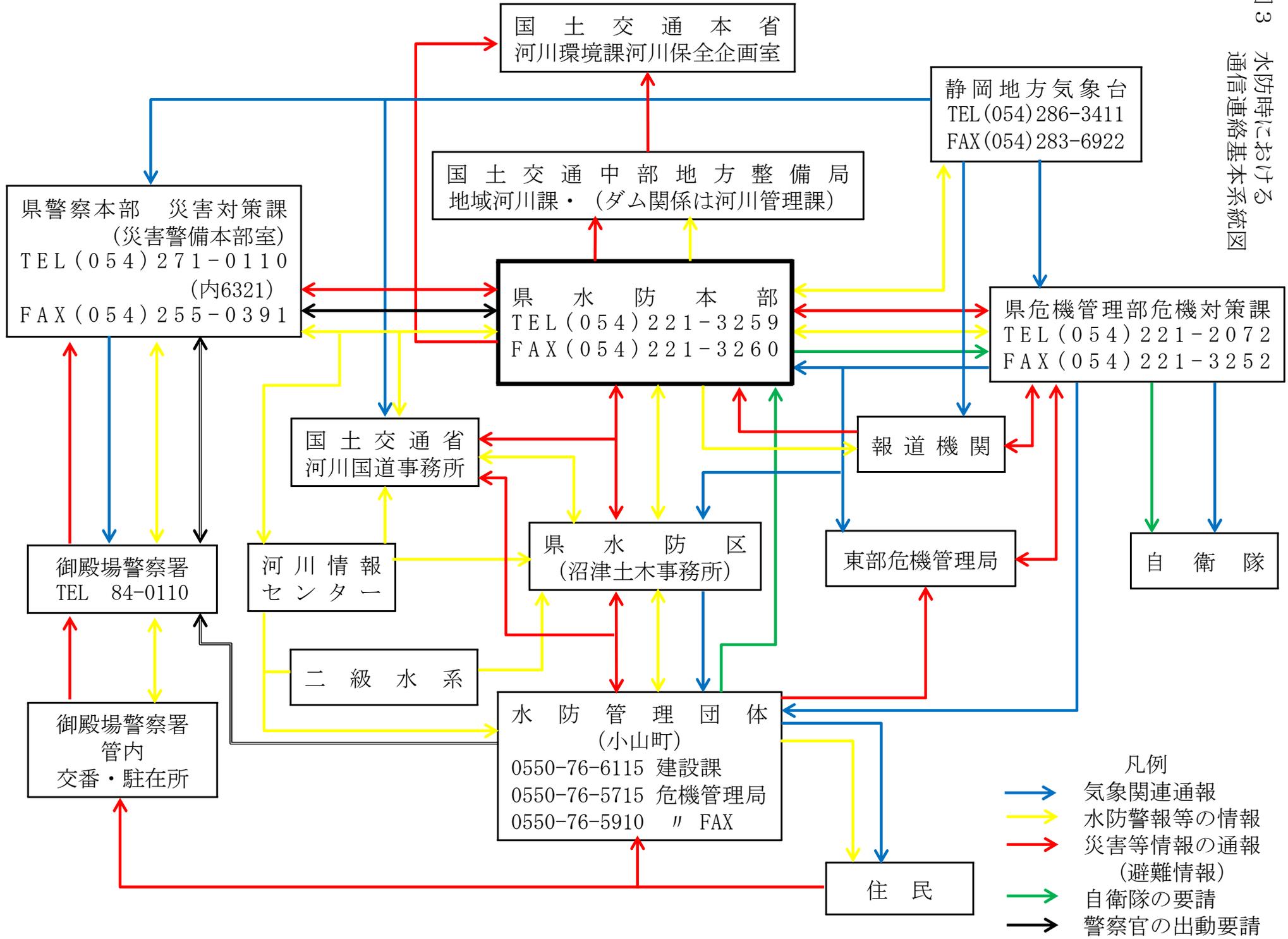
配置場所	車種	数量	管理部署	備考
役場本庁	トヨタ ライトエース	1	総務課	
	トヨタ ダイ	1	建設課	
	スズキ 軽 タンク	1	建設課	
	トヨタ ダイ	1	上下水道課	
小山消防署	ホンダ アクティトラック	1	小山消防署	広域行政組合

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時における情報連絡系統は、気象関係の通報、水防警報等の通報、災害等情報の通報等があり、図3のとおりである。

図3 水防時における通信連絡基本系統図



第2節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般通話に対して規制ができるようになっている（電気通信事業法）。

災害時優先電話とは、こうした規制の対象とならない特別な指定を受けている電話のことである（電話サービス契約約款）。

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めたとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

町では、危機管理局の電話番号を災害時優先電話に指定している。

第8章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡気象台が水防活動のために発表する注意報・警報の種類及び発表基準は次のとおりである。

2 静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準（静岡県小山町）

（下表）

種類		発表基準			
注意報・警報	水防活動の利用に適合するもの	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には以下の条件に該当する場合である		
			基準値		
			基準	<table border="1"> <tr> <td>表面雨量指数基準</td> <td>土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>100</td> </tr> </table>	表面雨量指数基準
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準				
11	100				
洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には以下の条件に該当する場合である				
	基準値				
	基準	<table border="1"> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>※複合基準</td> </tr> <tr> <td> 鮎沢川流域=32.8 須川流域=15.7 小山佐野川流域=17.2 </td> <td> 須川流域=(6, 15.7) 小山佐野川流域=(6, 17.2) </td> </tr> </table> ※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準	流域雨量指数基準	※複合基準	鮎沢川流域=32.8 須川流域=15.7 小山佐野川流域=17.2
流域雨量指数基準	※複合基準				
鮎沢川流域=32.8 須川流域=15.7 小山佐野川流域=17.2	須川流域=(6, 15.7) 小山佐野川流域=(6, 17.2)				
大雨警報 （土砂災害） （浸水害）	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると（又は著しく大きいと）予想される場合 具体的には以下の条件に該当する場合である				
	基準値				
	基準	<table border="1"> <tr> <td>表面雨量指数基準 （浸水害）</td> <td>土壌雨量指数基準 （土砂災害）</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>198</td> </tr> </table>	表面雨量指数基準 （浸水害）	土壌雨量指数基準 （土砂災害）	19
表面雨量指数基準 （浸水害）	土壌雨量指数基準 （土砂災害）				
19	198				

			洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には以下の条件に該当する場合である						
		洪水警報	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基準値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流域雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td> 鮎沢川流域=41.0 須川流域=19.7 小山佐野川流域=21.5 </td> </tr> </table>	基準値			流域雨量指数基準	基準	鮎沢川流域=41.0 須川流域=19.7 小山佐野川流域=21.5
基準値									
	流域雨量指数基準								
基準	鮎沢川流域=41.0 須川流域=19.7 小山佐野川流域=21.5								

3 警報・注意報の表の見方

- | |
|--|
| <p>(1) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p> <p>(2) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。</p> <p>(3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。</p> <p>(4) 洪水の欄中、複合基準は（表面雨量指数基準，流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を表す。</p> |
|--|

- 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。
- 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。
- 表面雨量指数
表面雨量指数は短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- 注意報及び警報は上記の基準に達する、あるいは越えて被害が予想される場合には発表される。

<参考> 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

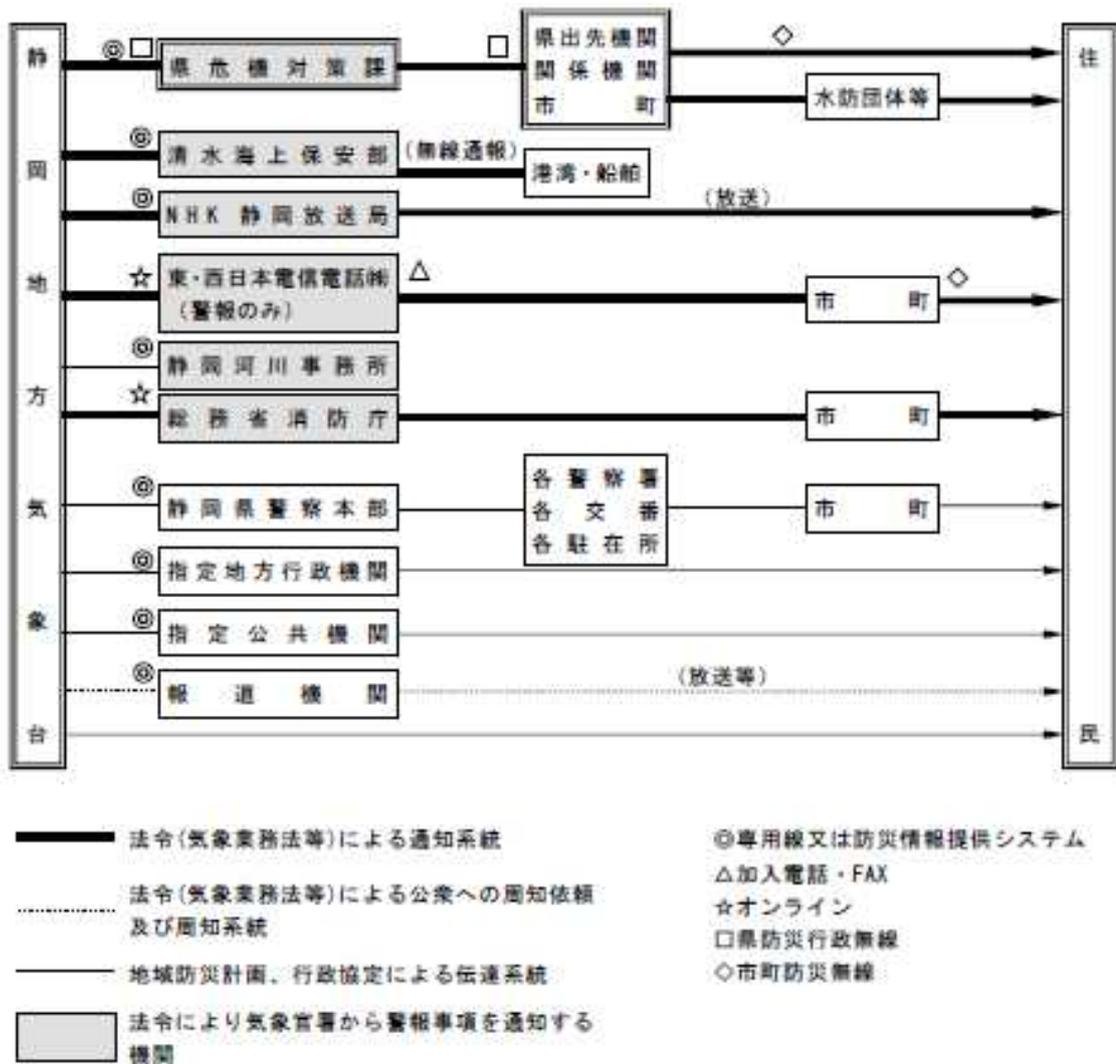
水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

3 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準（小山町関係分）

種 類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

4 気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）

図 4 気象警報等伝達系統図



第9章 水位周知河川における水位到達情報等

第1節 水位周知河川における水位到達情報等の受理伝達・周知

- 1 静岡県（以下「県」という。）から通知される気象予報・警報・水位周知河川における水位到達情報等の受理は、勤務時間内においては危機管理局で、勤務時間外及び休日は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）通信指令課で行うものとする。

なお、水防本部開設後においては、水防本部において受理する。

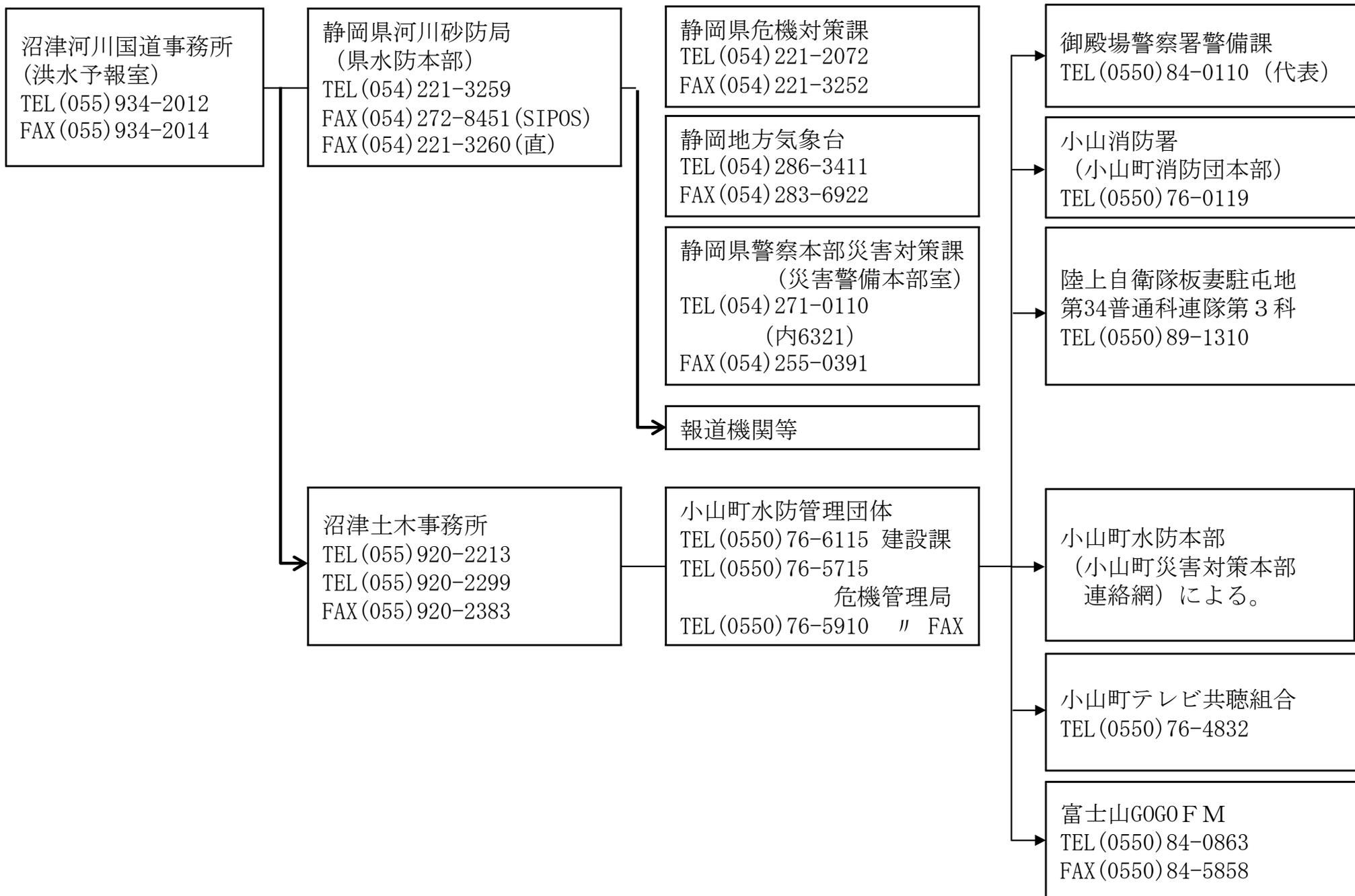
水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水防活動上必要とする水位、その他の河川の状況を通知するもの	適宜

- 2 連絡系統は、図5のとおりとする。

- 3 図5による水位周知河川における水位到達情報等が発せられたことを知ったときは、ただちに水防信号（警鐘・サイレン）防災行政無線をもって町民等に周知徹底を図るものとする。

図5 水位周知河川における水位到達情報等（鮎沢川）



- (1) 防災行政無線による情報の伝達は、次の点に留意して行うものとする。
 - ア 反復して伝える。
 - イ 正確に伝える。
 - ウ 情報に応じた時期を選ぶ。
 - エ 受け手に記録の余裕を持たせる。
- (2) 広報車による情報の伝達は、次の点に留意して行うものとし、広報設備のある広報車、消防署、消防団の消防車を使用して行うものとする。

なお、公用車で広報設備のある車両は別表第3のとおり。

 - ア 反復して伝える。
 - イ 正確に伝える。
- 4 水防に関する情報の収集及び伝達

水防対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集伝達すべき情報について、その種類 優先順位、取扱部局を定めておくものとする。

情報の主なものは次のとおりとする。

 - ア 水防応急復旧対策の実地状況
 - イ 出水の状況、河川の氾濫の状況
 - ウ 交通機関の運行及び道路交通状況
 - エ 電気、ガス、水道等生活関連施設の状況
 - オ 消防団員の配備命令の伝達
 - カ 避難の状況
- 5 情報の収集手段の確保

情報収集の手段は、防災用ファックス、防災行政無線（移動系）、電話、アマチュア無線、消防用無線とする。

なお、消防無線は、消防本部の消防通信規程による。
- 6 静岡県沼津水防区（以下「水防区」という。）に対する報告

水防区への報告は、次の項目について速やかに報告するものとする。

 - (1) 水防本部の設置状況
 - (2) 水防活動の実施状況
 - (3) 水災による被害状況

第2節 広報活動

水防警報等発令時において正しい情報を正確にかつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、町民が的確に防災対応ができるよう必要な広報について定める。

1 広報事項

町民が防災活動を行う上で必要な広報を行うものとし、特に重要な広報事項については、広報案文をあらかじめ作成しておくものとし、その主なものは次のとおりである。

- (1) 水防応旧復旧対策の実施状況
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通情報

- (3) 電気、ガス、水道等生活関連施設の運営状況
- (4) 家庭において実施すべき防災対策
- (5) 自主防災会に対する防災活動の要請

2 広報実施方法

- (1) 同時通報用無線、広報車
- (2) 自主防災会をとおしての連絡

第10章 水防活動

第1節 配備体制

1 非常配備体制及び配備時期

水防部員の非常配備については、小山町災害対策（水防・災害警戒・地震災害警戒）本部編成表により事前、第1次、第2次の配備体制とし、配備体制及び配備体制につく時期は次のとおりとする。

(1) 事前配備体制（水防本部が設置されていないとき）

ア 事前配備体制【情報収集】

大雨、洪水注意報のいずれかが発表され、危険な状態が予想される時又は大雨・洪水警報のいずれかが発令されたときとし、水防事務担当課により情報収集及び連絡を主とした活動ができる体制とする。

イ 事前配備体制【水防警戒】

第3節4「警戒水位等」に示す警戒水位にいずれかの河川が達したとき又は危機管理局長が必要と認めたときに、情報連絡部長、復旧対策部長及び教育部長の指名する者により、情報収集及び連絡体制を強化した体制とする。

(2) 第1次配備体制

大雨、洪水警報のいずれかが発表され、危険な状態が予想される時に発令し、統括部、総務部、情報連絡部、復旧対策部、住民対策部、水道部、教育部の各部長・副部長及び各部の班長、班長が指名する者により、事態の推移に伴い警戒活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

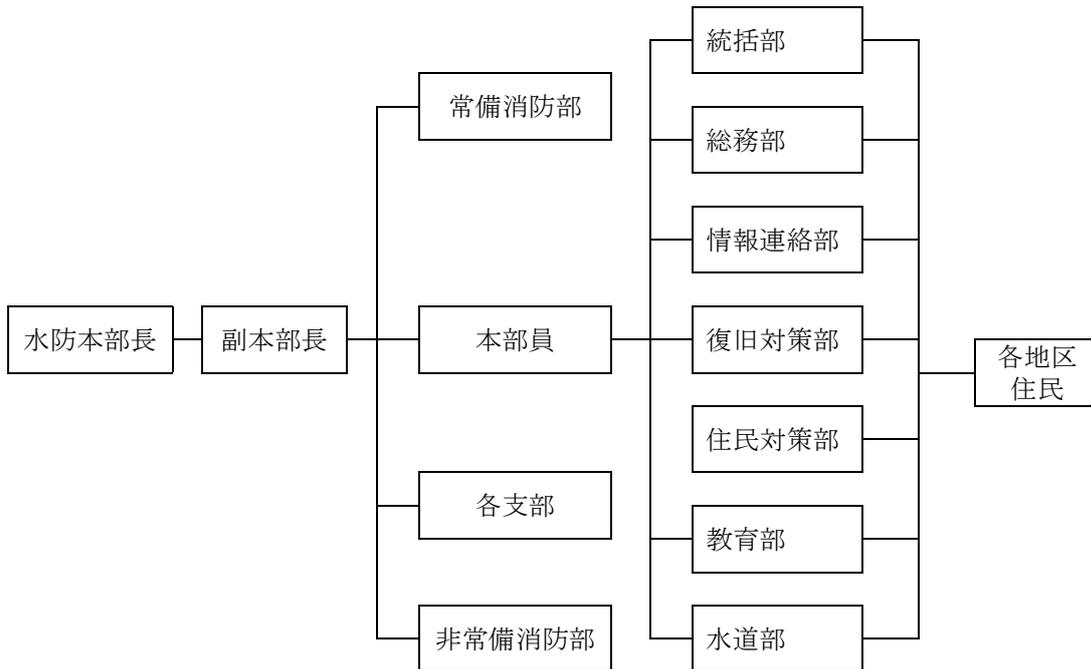
(3) 第2次配備体制

大雨、洪水警報のいずれかが発表され状況が悪化したとき、または、大規模な水害が発生するおそれがあるときに発令し、全職員（休職者等、臨時職員を除く。）で水害対応が遅滞なく遂行でき状態の推移に伴い速やかに救助体制に移行できる体制とする。

2 水防本部員の非常招集

事務分担する部員等は、水防本部の業務開始の招集を受けたときは、ただちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。なお、水防組織連絡系統は、図6のとおりとする。

図 6 小山町水防組織連絡系統図



3 水防本部が設置されるまでの態勢

大雨又は、台風の影響により水害の発生等が予測されるが、まだ本部が設置されていないとき（勤務時間内、勤務時間外及び休日）における情報の受領及び連絡は、次による。

(1) 勤務時間内の処理

県から通知される警報等の受領は、水防事務担当課で行うが、水防本部の開設後においては水防本部において事務処理を行うものとする。

(2) 勤務時間外及び休日の処理

警備員又は日直者は、県からの大雨、洪水警報等の受領をしたときは、小山町災害対策本部緊急連絡網により連絡し、本部が開設されるまでの間の情報の受領等は、水防事務担当課において、水防本部開設後においては水防本部において事務処理を行うものとする。

4 消防団員及び消防署員の非常配備

(1) 待機

消防団長及び消防長は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき、または、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、かつ準備の必要を認めるときは、連絡員を水防本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員及び署員は次の段階に入り得るような状態におく。

(2) 準備

河川の水位が警戒水位に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測される時は、各分団長及び消防署員は所定の詰め所に集合し、資材器具の点検、整備を行い水防上重要な箇所への巡視等のため一部団員を出動させる。

(3) 出動

河川の水位がなお上昇し、出動の必要があると認められるときは、消防団員及び消防署員は、所定の詰め所に集合し、指定区域内での危険箇所の巡視等の警戒配備に就くものとする。

ただし、一時的な出水によって小規模な被害が発生した時、又は被害の発生の恐れがあると予想される時は、分団長の判断により出動する。

5 出動報告（消防団）

- (1) 分団長は、団長の命令の有無にかかわらず、別紙第1の様式により、水防本部に団員の出動状況を報告するものとする。
- (2) 各分団は、可能な限り連絡員1名を所定の詰め所に常駐させ、相互の連絡にあたるものとする。

6 部員の心構え

- (1) 常に気象状況に注意し、水防指令の発令が予測される時は出動の準備をしなければならない。
- (2) 第1次配備体制発令後は、できる限りの外出はさけて待機するとともに常に居所を明確にしておくこと。
- (3) 水防本部長の発令する命令及び各部長の発令する指示並びに連絡等の伝達その他の報告、要請等の受理にあたった部員は、その内容が特に軽易な場合を除いてはその内容を記録し、受理伝達は確実に遂行するものとする。

7 水防上の注意事項

- (1) 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
- (2) 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。
- (3) 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (4) 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (5) 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
- (6) 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の

水防能力が発揮できるように心掛けること。

- (7) 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。
- (8) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (9) 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

第2節 雨量の監視と通報

1 町内（県管理）の雨量観測所

観測所	流域河川	位置（大字）	管理者		サイ ポ ス	公開
小山	鮎沢川	藤曲	沼津土木	055-920-2213	○	○

2 雨量の監視

県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報の一元化した静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS 以下「サイポス」という。）により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っておりこの、雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp>）」でも監視できる。

雨量情報の通報については、サイポスやサイポスレーダー、川の防災情報が正常に機能し水位観測所を把握できる場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合、県水防計画書に基づき、電話、ファックスなどで通報するものとする。

3 警戒雨量等

- (1) 1時間降雨量が、平坦地で40ミリ以上あったとき
- (2) 静岡地方气象台から小山町に大雨・洪水注意報が発令され、土砂災害警戒情報警戒判定メッシュが『黄色』になったとき
- (3) 静岡地方气象台から小山町に大雨・洪水警報等が発令されたとき

4 通報、連絡

通報員は、前記警戒雨量に達したときは、速やかに危機管理局長に通報するとともに、毎時の雨量等を報告する。

5 雨量観測場所

雨量観測場所及び通報員は次のとおりとする。

観測並びに通報員	観 測 場 所	所 在 地
建 設 課	小山町役場（76-1111）	小山町藤曲57-2
消 防 署 職 員	小山消防署（76-0119）	小山町菅沼359-2
	消防須走分署（75-2001）	小山町須走293-1

6 その他の雨量及び気象情報等の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している気象情報等を雨量監視に活用する。

・国土交通省

「川の防災情報」

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

・気象庁

気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

アメダス <http://www.jma.go.jp/jp/amedas/>

レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻） <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

高解像度降水ナウキャスト <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

洪水警報の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

大雨警報（浸水害）の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

第3節 水位の監視及び警戒とその措置

1 水位の監視と公表

(1) 町内の水位観測所

観測所	流域河川	場所 (大字)	管理者		サイ ポス	公開
小山	鮎沢川	藤曲	沼津土木	055-920-2213	○	○

(2) 水位の監視

静岡県土木情報システムにより水位情報を入手するとともに、鮎沢川の監視カメラにより情報を収集する。

(3) 水位の通報

県で管理する水位観測所に示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合、水防区長（沼津土木事務所長）から次の各号について、町に通報する。

ア 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の各時間ごとの水位

イ 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの時刻

ウ 水位が最高水位に達した水位とその時刻

エ 氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下回った時刻

(4) その他の水位等の情報収集

国土交通省が、インターネット配信している水位情報等を水位監視に活用する。

（第2節6 国土交通省「川の防災情報」）

2 水防監視

水防本部長は、水防警報等の報告を受けた時は消防団長に対し各河川の巡視を行うよう指示し、消防団長は水防受け持ち区域の分団長に連絡し、必要団員を監視警戒河川の巡視を行なうよう指示する。

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防本部長に報告するものとする。なお、警戒水位に達したときは、静岡県水防信号第1信号により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは常時河川、堤防を巡視し洪水のおそれを察したときは、ただちにその状況を水防本部長に報告するとともに、静岡県水防信号第2信号を発し団員を招集し、水防作業に当たらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずる事態が発生し水防のため地域住民の出勤を求める必要があるときは、ただちに静岡県水防信号第3信号を発し、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水の危険が切迫しただちに地区住民の避難、立ち退きを必要と認めたとときは静岡県水防信号第4信号を発し、地区住民を安全な場所へ避難誘導するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。

3 監視警戒河川（橋名）

分団の水防受け持ち区域を別表第4のとおり定める。

4 警戒水位等

各河川の警戒水位等は次のとおりとする。

(1) 水位周知河川

河川名	水位監視箇所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
鮎沢川	小山（落合橋）	1.5m	1.9m	2.09m	2.28m
備考	各水位は、県の指定による。				

(2) その他の河川

河川名	水位監視箇所	警戒水位	備考
小山佐野川	城の腰橋	1.5m	警戒水位は、過去の災害の経験値を基に、町で定めたもの
立沢川	昭永橋	1.0m	
鮎沢川	向田橋	1.5m	
鮎沢川	花戸橋	2.0m	
馬伏川	清水橋	1.5m	
須川	上須川橋	1.5m	
野沢川	六合橋	1.5m	
滝沢川	滝沢橋	0.75m	

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、雨量、水位・流速、護岸及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は安全性が高いと考える場所までの避難完了に要する時間を考慮して、団員自身が危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、静岡県水防信号（昭和31年9月28日静岡県規則第75号）の規定に基づき、下表により行うものとする。

（下表）

区分／方法	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒吹鳴 ○——○——○ 約15秒休止
第2信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒吹鳴 ○——○——○ 約6秒休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○	約10秒吹鳴 ○——○——○ 約5秒休止
第4信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分吹鳴 ○——○——○ 約5秒休止

注 意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信号は、適切な時間継続すること 2. 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない。 3. 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。 4. 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする
-----	--

2 水防標識

法第18条の規定による水防標識(昭和31年県告示第939号)は次のとおりである。
水防のため現場の赴く職員は、次の腕章を装着するものとする。

腕章



水は赤色、外は白色

縦10Cm×横17Cm

水防のために出動する緊急車(道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、次の車馬標識を用いるものとする。

車馬標識



水は赤色、外は白色

縦60Cm×横90Cm

標灯は、次のとおりとする。

標燈



水は赤色、外は白色

形状については、適宜

3 身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する小山町(水防管理団体)の職員の身分証票は次のとおりである。

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証票</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>職 名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 小山町長 ㊟</p>	5 5 mm
9 0 mm	

- | |
|---|
| <p>(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p> |
|---|

第 6 節 水防配備の解除

1 配備の解除

水防管理者は、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する水防区長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

2 消防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 本部員及び消防団員は上記の水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署をはなれてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 協力応援

第 1 節 河川管理者の協力

1 中部地方整備局の協力

河川管理者(中部地方整備局長)は、自らの業務に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

ア 川の防災情報(一般向け) <http://www.river.go.jp>

イ 川の防災情報(市町向け) http://cityriver.go.jp/title_city.html

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の提供

(5) 水防活動の記録及び広報

(6) 中部地方整備局災害対策用車両等の派遣

ア 中部地方整備局災害対策用車両等の派遣を要請する場合は、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を併せて提示する(FAX)。なお、要請に関する手続きは、ウ項に示す。また、要請に関する様式は、別紙第3のとおりである。

なお、派遣要請した場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

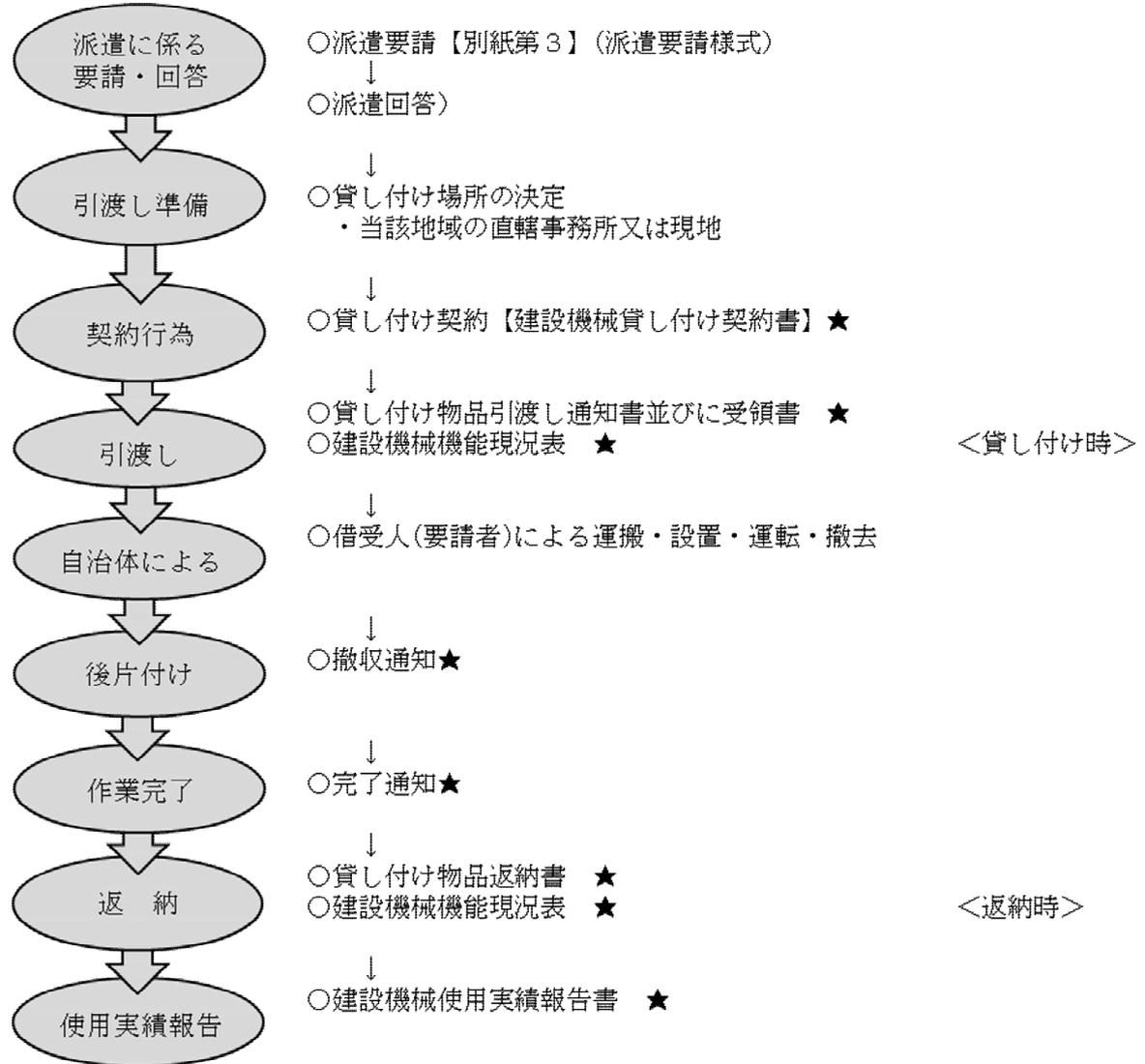
イ 災害対策派遣要請連絡先

沼津国道河川事務所 調査第1課

電話 055-934-2009 FAX 055-934-2019

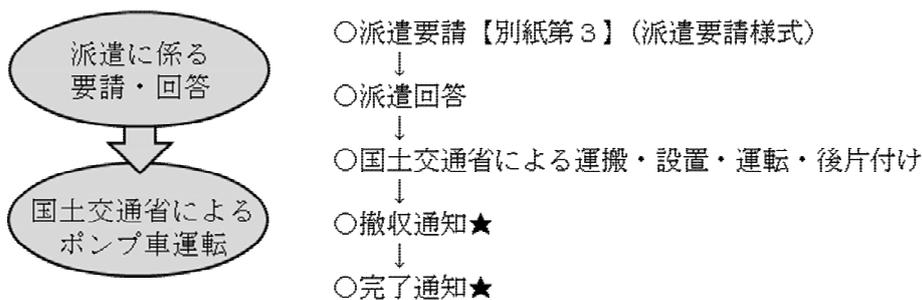
ウ 災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

①無償（国有財産貸付による場合）



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成

②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成

2 静岡県の協力

河川管理者(静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所

河川名	水位観測所名	監視カメラ等	備考
鮎沢川	小山(落合橋)	カメラ・水位計	映像及び水位データ
小山佐野川	佐野川橋	水位計	水位データ
須川	上須川橋	〃	〃
野沢川	六合橋	〃	〃

イ 提供する情報

水位情報及び映像情報

ウ 提供する手段

- ・インターネット用ホームページ
ページ名称：サイポスレーダー(静岡県土木総合防災情報)
アドレス：<http://sipos.pref.shizuoka.jp>
- ・携帯電話用ホームページ
ページ名称：サイポスレーダー携帯版(静岡県土木総合防災情報)
アドレス：<http://sipos.shizuoka2.jp/m/>

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の提供

(5) 水防活動の記録及び広報

第2節 ホットライン体制

県管理河川(洪水予報河川、水位周知河川)においては、各土木事務所長(水防区長)から管内市町長等に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、町長が避難勧告等の発令を判断するための支援を行う。

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 水防本部長は、水防上必要があるときは、法第23条に基づき他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対し応援を求めることができる。

ただし、県水防本部長は上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。

2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求めた水防管理者の所

轄のもとに行なうものとする。

- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関しあらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際して緊急必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の支援について、次の事項を明示した文書をもって要請する。

ただし、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概要
- (4) 派遣を希望する区域、活動内容その他必要事項
- (5) その他参考となるべき事項

第5節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、法第22条の規定により所轄の警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。

第6節 協定に基づく応急対策業務に関する要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、小山町建設業協会に対し、「災害時における応急対策業務に関する協定書（平成16年11月5日）」に基づき、河川等に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務を要請することができる。

別表第6 小山町建設業協会登録会員名簿

第12章 水防てん末報告

- 1 水防管理者は、水防活動を実施し、水防活動が終結したときは、次の事項をとりまとめ、別紙第2の様式により水防実施後10日以内に水防区を経由して、県水防本部長に報告するとともに、特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を付して県水防本部長に報告するものとする。

2 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数

- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防員、消防団員とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

3 水防活動実施報告書作成上の注意事項

(1) 水防管理団体水防活動実施報告書

- ア 各水防管理団体及び水防区で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- イ 水防管理団体は、水防区長(土木事務所長)に箇所ごとの報告書の集計表を添付し 3 部提出すること。
- ウ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
- エ 氾濫した場合には、箇所図(1/5,000 以上)に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

(2) 水防活動実施報告書

水防管理団体は、水防を実施した場合のみ別紙第 4 により翌月 3 日までに所轄水防区に報告するものとする。

第 13 章 水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画

1 水防計画の策定

- (1) 水防管理団体は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときと認めるときは、これを変更し、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (2) 水防計画は、各種事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2 水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

3 水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあ

らゆる事態を想定して、具体的に定め、「水防計画作成の手引き(案)」「(水防管理団体版)」を参考にして作成する。

第2節 水防訓練

町は、毎年1回以上県の指導により水防訓練を実施するものとする。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

第14章 浸水想定雨域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための処置

第1節 浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本町に係る洪水浸水想定区域図は、酒匂川水系鮎沢川洪水浸水想定区域図である。(令和3年4月公表：静岡県)

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための処置

水位周知河川について、浸水想定区域の指定に伴い、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水及び内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)があり、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第3節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該用配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第4節 洪水ハザードマップ等

町は、県の行う鮎沢川の洪水浸水想定区域の指定に応じて、洪水ハザードマップを策定し、第2節各項に定める事項の住民への周知のため、印刷物の配布、インターネットを利用した情報の提供等、必要な処置を講ずることとする。

第15章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを依頼するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、法第28条により水防管理者、消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹林その他の資材の使用
- (3) 土石、竹林その他の資材の収用
- (4) 車馬、その他の運搬機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

3 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者に委任を受けた者にあつては、下表に示す委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(下表)

<h3>公用負担権限委任証</h3>	
職 名	
氏 名	
右の者	の区域における水防法第28条第1項の規定の権限を委任したことを証明する。
年 月 日	
小山町長	(印)

4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書				
第 号	目的物	種類	員数	
	負担内容	使用	収用	処分
年	月	日		
			小山町長	⑩
			事務取扱者	⑩
		様		
切 取 線				
第 号	受領書			
	公用負担命令書			
	右受領しました。			
			氏 名	⑩
	小山町長	様		

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

水防員又は、消防関係機関の職員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状況となったときは、そのものの所属する水防管理団体は、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。

第3節 小山町水防協議会

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、法第34条により小山町水防協議会を置く。(別紙第5)

第4節 災害用伝言ダイヤル「171」等

災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生した時に最も重要となる安否確認を伝達するシステムである。

また、災害時に利用できる安否情報システムには、伝言ダイヤルのほか、災害用ブロードバンド（Web117）、携帯電話会社の災害用伝言板がある。

別紙第1 水防活動実施報告書（様式）

水防活動実施報告書								
						年	月 日	
					小山町消防団第		分団	
				作成責任者			印	
出水の概況			川	警戒水位		メートル		
				雨量		ミリ		
水防実施箇所			川	地先		左岸	m	
						右岸	m	
日 時			年 月 日	時 分	から			
			年 月 日	時 分	まで			
出 動 人 員		消防団員		その他		合 計		
		人		人		人		
水防作業の概況及び工法		箇所				m		
		工法						
水防の結果	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
使 用 資 器 材	かます、俵				住 民 の 出 動 状 況			
	万年、土俵							
	な わ				水 防 関 係 傷 者 の 死 傷			
	丸 太							
	そ の 他				雨 量 水 位 の 状 況			

別紙第2 水防管理団体水防活動実施報告書（様式）

様式8																	
水防管理団体水防活動実施報告書																	
										平成	年	月	日				
水防管理団体名						作成責任者名											
出水の概要	川					警戒水位						m					
						雨量						mm					
水防実施箇所	川					左岸						地先	m				
日時	自	月	日	時	所要物件							管理団体	県支給分	その他	計		
	至	月	日	時								手当	円	円	円	円	
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計	費用	その他						円	円	円	円		
	(内女性人数)	(0人)	(0人)	(0人)		(0人)	計	0	0	0	0						
水防作業の概要および工法	工法					箇所						m					
						資材	資材費										
水防の効果						費用	器材費										
						費用	雑費										
結果						費用	計	0	0	0	0						
						費用	公用負担										
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	費用				合計	0	0	0	0
	m	m ²	m ²	戸	m	m	人						かます、俵	枚	枚	枚	枚
水防の結果						費用	万年、土俵	枚	枚	枚	枚						
						費用	なわ	kg	kg	kg	kg						
水防の結果						費用	丸太	枚	枚	枚	枚						
						費用	その他										
水防団員 消防団員の 出動状況						県の 応援状況											
その他の 出動状況						立ち退きの 状況及び それを指示 した事由											
居住者の 出動状況						水防関係者の 死傷											
雨量水位 の状況						水防功労者の 氏名年齢所属 及びその 功績概要											
公用負担 の内容																	
他の団体の 応援状況						水防活動に関する 反省点											
警察官の 応援状況						備考											
(注)	1 水防を行った箇所ごとに作成すること。 2 氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付する。 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。																

別紙第3 国土交通省の災害対策車両等の派遣要請（様式）

小 危 管 第 号
令和 年 月 日

国土交通省
沼津河川国道事務所長 殿

小山町災害対策本部長
小山町長

災害対策用資機材等の派遣について（要請）

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由

2. 要請箇所

3. 引渡し希望日 駿東郡小山町 (別図参照)

4. 受取責任者 部 課長 氏名
電話番号 0550-76-

5. 要請資器材の

種類・規格・台数

資機材名等	規 格	台 数	備 考

6. 使用予定期間 令和 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

7. 操作要員等
操作員 不必要・必要 (名)
保守員 不必要・必要 (名)
設置・撤去員 不必要・必要 (名)
設置機械 (クレーン等) 不必要・必要 (機械 台)

令和 年 台風○号における水防活動 (静岡県小山町消防団・令和 年 月 日～ 日)

○概要

小山町消防団は、令和○○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、のべ○名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
○/○～○/○ 約○○時間	○名	<ul style="list-style-type: none"> ・積土のう(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸(○○地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸(○○地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川右岸(○○地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

小山町水防協議会設置条例

昭和 58 年 3 月 31 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。)第 34 条第 1 項の規定により小山町に水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員定数)

第 2 条 協議会委員の定数は、15 名とする。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、水防計画の樹立その他水防に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長が指名する委員が、会長の職務を代理する。

第 5 条 関係行政機関の職員又は団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第 7 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第 8 条 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 9 条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を掌理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるものを除くほか、議事の手続その他協議会運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 26 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

土石流危険溪流一覧表

No.	箇所番号	区域名	大字・字・小字	備考
1	344-I-001	沢田川	桑木字前耕地 他	
2	344-I-002	井戸沢川	竹之下字善光寺 他	
3	344-I-003	地藏堂川	竹之下字市場 他	
4	344-I-004	湯沸沢川	竹之下字大曲 他	
5	344-I-005	神田平沢	竹之下字市場 他	
6	344-I-006	地藏堂川左支川	竹之下字市場 他	
7	344-I-007	入山沢	竹之下字入山 他	
8	344-I-008	犬の平沢A	小山字犬の平 他	
9	344-I-009	桃山沢	小山字犬の平 他	
10	344-I-010	犬の平沢B	小山字犬の平 他	
11	344-I-011	犬の平沢C	小山字犬の平 他	
12	344-I-012	行者沢川	藤曲字奈良橋 他	
13	344-I-013	藤曲沢	藤曲字神明丁 他	
14	344-I-014	湯船沢B	湯船字坊ヶ沢 他	
15	344-I-015	湯船沢C	湯船字坊ヶ沢 他	
16	344-I-016	湯船沢F	湯船字谷戸 他	
17	344-I-017	湯船沢G	湯船字谷戸 他	
18	344-I-018	野沢川右支川A	柳島字久保 他	
19	344-I-019	遠茂白川	柳島字炭畑 他	
20	344-I-020	小山沢A	小山字上大入 他	
21	344-I-021	頓沢川	生土字下頓沢 他	
22	344-I-022	小山沢B	小山字五本木 他	
23	344-I-023	滝沢川左支川B	小山字サイノ神 他	
24	344-I-024	滝沢川左支川A	小山字サイノ神 他	
25	344-I-025	滝沢川	小山字滝沢 他	
26	344-I-026	和波倉沢	生土字大原 他	
27	344-I-027	西沢川	生土字西沢 他	
28	344-I-028	東沢川	生土字西沢 他	
29	344-I-029	赤根沢川	生土字小向 他	
30	344-I-030	菖蒲沢	小山字カジヤシキ 他	
31	344-I-031	下谷沢A	小山字八重山 他	
32	344-I-032	下谷沢B	小山字別当沢 他	

33	3 4 4 - I - 0 3 3	大沢川	小山字棚口	他	
34	3 4 4 - I - 0 3 4	和手川	小山字怒田場		
35	3 4 4 - II - 0 0 1	金時川	桑木字一の沢	他	
36	3 4 4 - II - 0 0 1-2	金時川左支川	桑木字一の沢	他	
37	3 4 4 - II - 0 0 2	竹之下沢	竹之下字渡り上り	他	
38	3 4 4 - II - 0 0 3	奥の沢川	上野字ヤツブリ	他	
39	3 4 4 - II - 0 0 4	柳島川	柳島字山口	他	
40	3 4 4 - II - 0 0 5	小野畑沢	柳島字小野畑	他	
41	3 4 4 - II - 0 0 6	野沢川右支川B	柳島字前田	他	
42	3 4 4 - II - 0 0 7	小山湯船川	湯船字湯船沢	他	
43	3 4 4 - II - 0 0 8	湯船沢A	湯船字上耕地	他	
44	3 4 4 - II - 0 0 9	湯船沢D	湯船字子り坂	他	
45	3 4 4 - II - 0 1 0	湯船沢E	湯船字子り坂	他	
46	3 4 4 - III - 0 0 1	上野川	上野字ヤツブリ	他	
47	3 4 4 - III - 0 0 2	中島川	中島字金口	他	

別表第2

資器材一覧表

1 資器材一覧表（音洲水防倉庫）

資 器 材	数量
鉄 杭 (本)	50
土 の う (枚)	18,250
大型土のう (枚)	50
縄 (ロープ) (巻)	25
掛 矢 (丁)	32
ショベル (丁)	50
ジョレン (丁)	26
つるはし (丁)	38
と び (丁)	2
バール (丁)	4
リアカー (台)	1
鋸 (丁)	7
鉋 (丁)	2
工具セット (式)	1
ペンチ (丁)	7
番線カッター (丁)	11
し の (丁)	16
投光器 (灯)	12

2 資器材一覧表（足柄水防倉庫）

資 器 材	数量
土 の う (枚)	200
大型土のう (枚)	1,800
縄 (ロープ) (巻)	3
掛 矢 (丁)	5
大ハンマー (丁)	3
ショベル (丁)	10
ジョレン (丁)	5
つるはし (丁)	5
と び (丁)	3
鋸 (丁)	5
バール (丁)	5

工具セット	(式)	1
番線カッター	(丁)	5

3 資器材一覧表 (谷戸防災倉庫)

資 器 材		数 量
縄 (ロープ)	(巻)	6 7
掛 矢	(丁)	2 3
大ハンマー	(丁)	6
ショベル	(丁)	6 1
ジョレン	(丁)	2 3
つるはし	(丁)	4 3
と び	(丁)	1 5
ブルーシート	(枚)	4 0 6
てこ棒	(丁)	7
リアカー	(台)	2
一輪車	(台)	3
鋸	(丁)	8
投光器	(丁)	3 1
発電機	(式)	6
チェンブロック	(台)	1
チルホール	(台)	6
エンジンカッター	(台)	3
チェーンソー	(3)	3
ジャッキ	(台)	6
救命胴衣	(着)	2 0

別表第3

無線・広報設備のある公用車一覧表

呼出名称	管 理	車 種 (車番)	呼出名称	管 理	車 種 (車番)
401	こども育成課	サシード (1302)	422	介護長寿課	ワゴンR (696)
402	都市整備課	デミオ (4074)	423	税 務 課	エブリー (6314)
403	オリ・パラ局	デミオ (5434)	424	上下水道課	エクストレイル (7011)
404	商工観光課	ウイングロード (2253)	425	上下水道課	ウイングロード (372)
405	商工観光課	タウンエース (3218)	426	上下水道課	キャリー (6172)
406	農 林 課	ビーゴ (2547)	427	上下水道課	ダイナ (1314)
407	農 林 課	パジエロミニ (7873)	428	建 設 課	ダイナ (3282)
408	危機管理局	エブリー (8772)	429	建 設 課	軽ダンプ (3704)
409	こども育成課	プリウス (3390)	430	建 設 課	エクステイル (818)
410	介護長寿課	アルト (5419)	431	くらし安全課	エブリー (1026)
411	フロンティア推進課	プリウス (7111)	432	健康増進課	パートナー (109)
412	総 務 課	ハイエース (6104)	433	健康増進課	ステップワゴン (579)
413	総 務 課	ハイゼットカーゴ (293)	434	健康増進課	ピノ (37)
414	企画政策課	プリウス (8689)	435	建 設 課	ADバン (7491)
415	住民福祉課	セレナ (4510)	436	生涯学習課	エブリー (7899)
416	くらし安全課	デュトロ (1287)	437	総 務 課	キャリー (4025)
417	危機管理局	ハイエース (111)	438	須 走 支 所	エブリー (1471)
418	都市整備課	エブリー (8382)	439	北 郷 支 所	キャリー (8381)
419	フロンティア推進課	キューブ (581)	440	企画政策課	アリア (481)
420	会計収納課	エブリー (9283)	441	須 走 支 所	キャリー (8536)
421	住民福祉課	ウイングロード (6047)			

凡例：色付き枠内は、広報設備（スピーカー）を搭載

別表第4

分団の水防受け持ち区域

監視警戒河川及び橋名		担当分団及び責任者
大沢川	大沢川橋 大沢橋 和手橋	消防第1分団 分団長
滝沢川	滝沢橋 幕下橋	消防第1分団 分団長
西沢川	西沢橋 中西沢橋	消防第1分団 分団長
頓沢川	頓沢橋	消防第1分団 分団長
鮎沢川	小山橋 富士見橋 落合橋	消防第1分団 分団長
	坪入橋 花戸橋 千束橋 轡橋 新金時橋	消防第4分団 分団長
須川	須川橋 中須川橋 上須川橋	消防第2分団 分団長
馬伏川	清水橋	消防第2分団 分団長
	思橋	消防第6分団 分団長
野沢川	下野沢橋 六合橋 中野沢橋	消防第1分団 分団長
	上野沢橋 向田橋 日影橋	消防第3分団 分団長
中島川 柳島川 湯船川		消防第3分団 分団長
地藏堂川	矢台橋 神田橋	消防第4分団 分団長
山沢川	落合河原橋	消防第4分団 分団長
金時川	向平橋 金時向平橋	消防第4分団 分団長
上野川 奥の沢川		消防第5分団 分団長
佐野川	用沢橋 上佐野川橋 相野橋	消防第5分団 分団長
	用沢原橋 佐野川橋	消防第6分団 分団長
立沢川 海苔川		消防第6分団 分団長
精進川		消防第7分団 分団長

別表第5

防災機関の電話番号一覧表

【県庁】

機 関 名	電話番号	所在地
静岡県庁 (土木防災情報センター)	054-221-3259	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部管理局	054-221-3002、3007、3574	〃
静岡県交通基盤部建設支援局	054-221-2147、2697、3046	〃
静岡県交通基盤部道路局 (道路保全課)	054-221-3021、3024～5、 3660	〃
〃 (道路管理課)	054-221-3331、3388～9、 3488	〃
静岡県交通基盤部河川砂防局 (土木防災課)	054-221-2249、3033、3206	〃
〃 (河川砂防管理課)	054-221-3032、3034	〃
〃 (河川企画課)	054-221-3035、3038	〃
〃 (砂防課)	054-221-3042～4	〃
静岡県経済産業部農地局 (農地保全課)	054-221-2756、2757	〃
静岡県危機管理部 (危機対策課)	054-221-2072	〃

【国交省・気象庁】

機 関 名	電話番号	所在地
沼津河川国道事務所調査第一課	055-934-2009	沼津市下香貫外原 3244-2
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金 2-1-5

【自衛隊】

機 関 名	電話番号	所在地
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻 40 の 1
陸上自衛隊富士学校	0550-75-2311	駿東郡小山町須走 481 の 27

【水防区】

機 関 名	電話番号	所在地
沼津土木事務所	055-920-2213	沼津市高島本町 1-3
沼津土木事務所御殿場支所	0550-84-6100	御殿場市竈 1113
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町 1-3
御殿場警察署	0550-84-0110	御殿場市北久原 439-2

別表第6

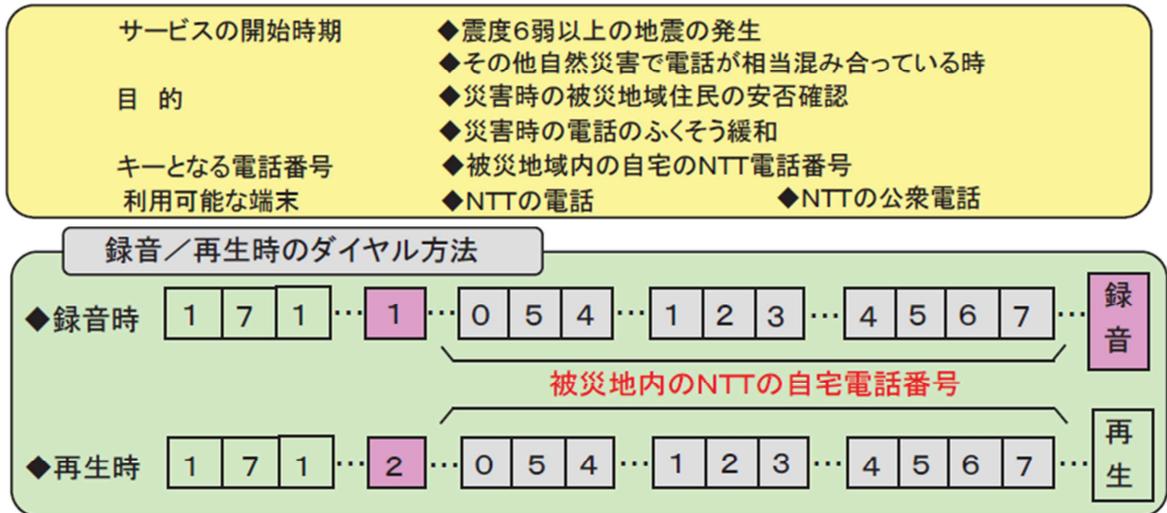
小山町建設業協会登録会員名簿

第一対策本部 小 山 町 商 工 会
 小山町小山96-2
 電話76-1100
 FAX76-4236

会社名	住 所	電話番号	F A X	備考
(株) 小 方 組	小山79	76-1919	76-1996	
富士峰建設(株)	小山71	76-0235	76-0738	
松井建設(株)	小山339	76-0133	76-3354	
佐野建設(株)	小山96-1	76-0318	76-2326	
(有) 棗 組	生土204-1	76-3316	76-3443	
大幸建設(株)	生土70-1	76-0241	76-5081	
東静建設(株)	生土24-1	76-0152	76-4583	
臼幸産業(株)	藤曲109-1	76-1200	76-4923	
(株) 室 伏 組	菅沼976-48	76-0461	76-4913	
(有) 渡 邊 組	菅沼768-1	76-0223	76-1223	
(株) 田 代 建 設	大胡田1077	76-0503	76-1960	
(有) 小 山 庭 園	一色650	78-0117	78-0127	
(株) 和 太 組	用沢196-5	78-0548	78-0884	
(有) 齊藤工務店	須走295	75-2111	75-3833	

災害用伝言ダイヤル「117」等

1 災害用伝言ダイヤルサービス「171」の利用方法



2 災害用伝言板（web171）の利用方法



詳しい利用方法は、NTT西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/> をご覧ください。

3 携帯電話「災害用伝言板」の利用方法

NTTドコモをご利用の方

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html> をご覧ください。

auをご利用の方

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/> をご覧ください。

ソフトバンクモバイルをご利用の方

<http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/> をご覧ください。

ワイモバイルをご利用の方

<http://www.ymobile.jp/service/dengon/> をご覧ください。

資料2

静岡県土木総合防災システム（SIPOS【サイポス】）

パソコン・スマートフォン・携帯電話からのサイポスレーダーアクセス方法

1. 静岡県のホームページや交通基盤部サイトのリンクからアクセス
2. 検索サイトで「サイポス」と入力し検索
3. 直接URLにアクセス

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

携帯電話URL <http://sipos.shizuoka2.jp/m/>

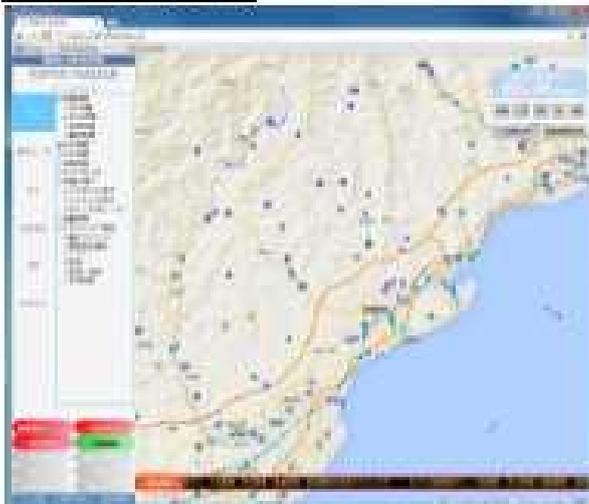
(携帯電話共通)

携帯電話

スマートフォン



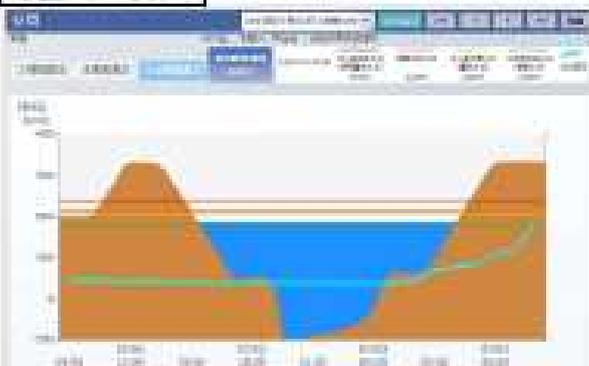
インターネット版表示例



雨量グラフ表示



水位グラフ表示



スマートフォン版表示例



携帯電話版表示例

